

甲乙ノ種別

判 月 日 合 校 行 施 月 日 月 日

此件關係主任官  
厚生省官吏財政士官文

391

厚生省 標號

第 號 受 送 月 日

起 案 昭 和 二 十 年 九 月 三 十 一 日 局 課 受 付 月 第 日 號 月 日

大臣 官

局長

主 查 課 長

理事官

一、厚生省官制中改正 (十月二十七日官報) 十月二十六日公布勅令第九号 總務課長  
 二、厚生省臨時職員 十月二十六日公布 大二号 會計課長  
 三、臨時防疫局設置 十月二十六日公布 大二号  
 四、厚生科學研究所設置 (廢案)  
 五、人口問題研究所設置 (一)  
 六、高等衛生官等考査令改正 十月二十七日公布  
 七、高等衛生官等考査所設置 (廢案)

請 議 案

厚生省官制中改正ノ要アリ依テ

二六

二六

日	月	送	受	號	番	先	議	合
				第		第		第
				號		號		號
		送	受	送	受	送	受	送
		月	月	月	月	月	月	月
		日	日	日	日	日	日	日

二六

別紙勅令案ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ

年 月 日

大臣

内閣總理大臣宛

めくれず

寫

此ノ件關係主任官  
厚生書記官 財津吉文

厚生省 乙第四五號

厚生省官制中改正ノ要アリ依テ別紙勅令案ヲ提出ス  
右閣議ヲ請フ

昭和二十年九月二十二日

厚生大臣 松村謙三

内閣總理大臣 檢彦王 殿 下

厚生省

20.10.27官報

朕厚生省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和二十年十月二十六日  
内閣總理大臣 男爵 幣原喜重郎  
厚生大臣 芦田 均

勅令第六百九號  
厚生省官制中左ノ通改正ス  
第三條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク  
衛生局  
社會局  
勞政局  
勸勞局  
保險局  
第四條 健康局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 人口ノ調査ノ企畫ニ關スル事項
- 二 武道、體育運動其ノ他體育訓練ニ關スル事項
- 三 母性、乳幼児及兒童ノ保護指導ニ關スル事項
- 四 其ノ他人口ノ調査及健康生活ノ指導ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ
- 第五條 第四條乃至第六條ヲ左ノ如ク改ム
- 四 疾病ノ預防ニ關スル事項
- 五 體力管理ニ關スル事項
- 六 勤勞衛生ニ關スル事項
- 七 其ノ他國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ
- 第六條 社會局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 救護及治療ニ關スル事項
- 二 臨時災害保護ニ關スル事項
- 三 社會福利施設ニ關スル事項
- 四 其ノ他社會事業ニ關スル事項
- 五 住宅ニ關スル事項
- 第七條 勞政局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 賃金、給料其ノ他勤勞ノ條件ニ關スル事項
- 二 勤勞能率ノ増進其ノ他勤勞管理ニ關スル事項
- 三 其ノ他勤勞ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ
- 第七條ノ二 勸勞局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 勤勞ノ需給ニ關スル事項
- 二 復員等ニ伴フ職業対策ニ關スル事項
- 三 職業紹介ニ關スル事項
- 四 職業指導及職業訓練ニ關スル事項

第九條中「勞務局參與」ヲ「勞政局參與」ニ、「勸勞局」ヲ「勞政局」ニ改ム  
第九條ノ二ヲ削ル  
附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第六〇九號

厚生省官制中左ノ通改正ス

第二條中第四號ヲ削ル

第三條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

健民局

衛生局

社會局

勞政局  
勸勞局

勸勞局  
律員庫

保險局

厚生省

第四條 健民局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 人口ノ涵養ノ企畫ニ關スル事項

二 武道、體育運動其ノ他體育訓練ニ關スル事項

三 母性、乳幼兒及兒童ノ保護指導ニ關スル事項

四 其ノ他人口ノ涵養及健民生活ノ指導ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セ

ザルモノ

第五條中第四號乃至第六號ヲ左ノ如ク改ム

四 體力管理ニ關スル事項  
疾病ノ豫防ニ關スル事項

之類ニ屬スル事項

五 勸勞衛生ニ關スル事項

六 其ノ他國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第六條 社會局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 救護及救療ニ關スル事項

二 戰時災害保護ニ關スル事項

三 社會福利施設ニ關スル事項

四 其ノ他社會事業ニ關スル事項

五 住宅ニ關スル事項

第七條 <sup>勞政</sup> 勤勞局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、給料其ノ他勤勞ノ條件ニ關スル事項

二 勤勞能率ノ増進其ノ他勤勞管理ニ關スル事項

三 其ノ他勤勞ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

厚生省

第七條ノ二 <sup>勤勞</sup> 復員局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勤勞ノ需給ニ關スル事項

二 復員等ニ伴フ職業對策ニ關スル事項

三 職業紹介ニ關スル事項

四 職業指導及職業訓練ニ關スル事項

<sup>以下</sup> 第九條中「勤勞局參與」ヲ「勞政局參與」ニ、「勤勞局」ヲ「勞政局」ニ改ム  
第九條ノ一「ヲ削ル」註「抹消セム」

第十三條中「四十二人」ヲ「四十七人」ニ改ム

第十四條中「二百二十一人」ヲ「二百二十三人」ニ改ム

第十七條中「十五人」ヲ「二十二人」ニ改ム

第二十三條 厚生省ニ産業安全研究所ヲ置キ工場事業場ニ於テハ災害豫防ニ關

ナル技術者ノ養成訓練ヲ掌ラシム

産業安全研究所ニ所長ヲ置キ技師ヲ以テ之ニ充ツ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(抹消)

本令施行ノ際現ニ厚生省研究所職員ノ職ニ在リテ厚生省研究所産業安全部ニ屬

スル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ厚生省研究所技師ハ厚生技師ニ、厚生省

研究所技師ハ厚生技師ニ同官等俸給又ハ現ニ受タル俸給額ニ相當スル級俸ヲ以

テ任ゼラレタルモノトス

前項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ

厚生省

理由

終戦ニ伴フ復員及戦災者等ノ厚生ニ關スル施策ノ萬全ヲ期スル爲之ガ行政機構ヲ整備スル要アルニ依ル

厚生省

勅令第 號

厚生省官制中左ノ通改正ス

第三條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

健民局

衛生局

社會局

勞政局

勤勞局

保險局

第四條 健民局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 人口ノ涵養ノ企畫ニ關スル事項

二 武道、體育運動其ノ他體育訓練ニ關スル事項

三 母性、乳幼兒及兒童ノ保護指導ニ關スル事項

四 其ノ他人口ノ涵養及健民生活ノ指導ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザル

モノ

裏面白紙



第五條 第四號乃至第六號ヲ左ノ如ク改ム

四 疾病ノ豫防ニ關スル事項

五 體力管理ニ關スル事項

六 勤勞衛生ニ關スル事項

七 其ノ他國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第六條 社會局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 救護及治療ニ關スル事項

二 戰時災害保護ニ關スル事項

三 社會福利施設ニ關スル事項

四 其ノ他社會事業ニ關スル事項

五 住宅ニ關スル事項

第七條 勞政局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、給料其ノ他勤勞ノ條件ニ關スル事項

二 勤勞能率ノ増進其ノ他勤勞管理ニ關スル事項

三 其ノ他勤勞ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ  
第七條ノ二 勤勞局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勤勞ノ需給ニ關スル事項

二 復員等ニ伴フ職業對策ニ關スル事項

三 職業紹介ニ關スル事項

四 職業指導及職業訓練ニ關スル事項

第九條中「勤勞局參與」ヲ「勞政局參與」ニ、  
「勤勞局」ヲ「勞政局」ニ改ム  
第九條ノ二ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

裏面白紙

理 由

終戰ニ伴フ復員及戰災者等ノ厚生ニ關スル施策ノ萬全ヲ期スル爲之ガ行政機構ヲ整  
備スル等ノ要アルニ依ル

裏 面 白 紙

勅令第 號  
（臨時厚生省ニ臨時防疫局ヲ設置スルノ件）

第一條 大東亞戰爭ノ終結ニ伴フ檢疫並ニ急性傳染病ノ豫防及性病ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲臨時厚生省ニ臨時防疫局ヲ置ク

第二條 局長ハ技監ヲシテ之ヲ兼ネシムルモノトス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

裏面白紙

復員ニ伴フ檢疫、防疫等ニ關スル施策ノ萬全ヲ期スル爲之ガ行政機構ヲ整備スルノ要  
アルニ依ル

理  
由

裏  
面  
白  
紙

# 大日本帝國政府

勅令第 號

厚生省官制中左ノ通改正ス

第二條中第四號ヲ削ル

第三條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

健民局

衛生局

社務局

労働局

復健局

保險局

第四條 健民局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 人口ノ涵養ノ企畫ニ關スル事項

二 武道、體育運動其ノ他體育訓練ニ關スル事項

三 母性、乳幼児及兒童ノ保護指導ニ關スル事項

四 其ノ他人口ノ涵養及健民生活ノ指導ニ關スル事項ニシテ他ノ

裏面白紙

# 大日本帝國政府

- 主管ニ屬セザルモノ
- 第五條 第四號乃至第六號ヲ左ノ如ク改ム
- 四 疾病ノ豫防  
 體力管理ニ關スル事項  
 衛生管理ニ關スル事項  
 其ノ他國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ
- 第六條 社會局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 救護及治療ニ關スル事項
- 二 戰時災害保護ニ關スル事項
- 三 社會福利施設ニ關スル事項
- 四 其ノ他社會事業ニ關スル事項
- 五 住宅ニ關スル事項
- 第七條 郵政  
 郵政局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 資金、給料其ノ他勤勞ノ條件ニ關スル事項
- 二 勤勞能率ノ増進其ノ他勤勞管理ニ關スル事項
- 三 其ノ他勤勞ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

裏面白紙

増  
大  
手  
七

# 大日本帝國政府

第七條ノ二 復員局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勤勞ノ需給ニ關スル事項

二 復員等ニ伴フ職業對策ニ關スル事項

三 職業紹介ニ關スル事項

四 職業指導及職業訓練ニ關スル事項

第九條中「勤勞局長」ヲ「労働局長」ニ改ム  
第九條中「勤勞局長」ヲ「労働局長」ニ改ム  
第九條中「勤勞局長」ヲ「労働局長」ニ改ム

第十三條中「四十二人」ヲ「四十七人」ニ改ム

第十六條中「二百三十一人」ヲ「二百二十三人」ニ改ム

第十七條中「十五人」ヲ「二十二人」ニ改ム

第二十三條 厚生省ニ産業安全研究所ヲ置キ工場事業場ニ於ケル災害

豫防ニ關スル技術者ノ養成訓練ヲ掌ラシム

産業安全研究所ニ所長ヲ置キ技師ヲ以テ之ニ充ツ

## 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ厚生省研究所職員ノ職ニ在リテ厚生省研究所産業安

裏面白紙



大日本帝國政府

全部ニ屬スル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ厚生省研究所技師ハ厚生技師ニ準シ省研究所技師ハ厚生技師ニ同官等俸給又ハ現ニ受テル俸給額ニ相當スル級俸ヲ以テ任ゼラレタルモノトス  
前項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ

裏面白紙